

消費者庁節電実行計画

平成 23 年 6 月 30 日

消費者庁

「政府の節電実行基本方針」(平成 23 年 5 月 13 日 電力需給緊急対策本部決定)に基づき、消費者庁節電実行計画を以下のとおり定める。

1. 実施期間

本実行計画の実施期間は、平成 23 年 7 月 1 日から平成 23 年 9 月 30 日までとする。

2. 節電に係る目標

(1) 山王パークタワー全体

消費者庁が入居する山王パークタワーの契約電力について、管理者である株式会社三菱地所プロパティマネジメントと協力し、ピーク期間・時間帯(7月から9月(平日)の9時から 20 時)における使用最大電力を基準電力値(昨年の同期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力(kW)をいう。以下同じ。)に比して 15%以上抑制する。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

(2) 消費者庁専用部分

山王パークタワーで消費者庁が事務室等で専用する部分の使用電力のうち、メーターで把握可能な電力について、以下のとおり基準電力値を定め、20%以上の抑制に努める。また、使用最大電力の抑制にとどまらず、ピーク期間・時間帯を通じた使用電力の抑制にも積極的に取り組む。

消費者庁の数値目標

| 消費者庁専用部分 | 基準電力値 | 20%以上抑制値 |
|--------------|-------|----------|
| 山王パークタワー5～6階 | 107kW | 85kW 以下 |

(注) 消費者庁専用部分についての昨年のデータがないため、昨年の山王パークタワーにおける昨年のピーク期間・時間帯の1時間単位の使用最大電力から面積割で算出。

3. 検証方法

(1) 山王パークタワー全体

東京電力のデータにより、山王パークタワー全体についてのピーク期間・時間帯の 1 時間単位の使用電力(kW)を検証し、山王パークタワー全体での 15%以上抑制の達成・不達成を、消費者庁の目標の達成・不達成とみなす。

なお、山王パークタワー全体の基準電力値及び目標値は公表しないが、電気事業法第27条の使用制限の対象であることから、同法に基づく検証を行う。

(2) 消費者庁専用部分

消費者庁の専用部分に設置した電力メーターにより、ピーク期間・時間帯の 1 時間単位の使用電力(kW)を検証し、20%以上抑制の達成・不達成を、目標の達成・不達成とする。

4. 節電に係る具体的取組

消費者庁において照明及びOA機器等に係る電力使用を可能な限り抑制するとともに、山王パークタワー全体の使用電力の抑制について、管理者である株式会社三菱地所プロパティマネジメントに対して要請を行う。

(1) 消費者庁専用部分に係る節電等

消費者庁専用部分の電力使用の抑制のため、以下の具体的な取組を行う。

① 空調に係る節電

- ・冷房中の室温を原則 28 度とすることの徹底
- ・ブラインドの適切な調整・クールビズの徹底
- ・サーバ等個別空調機器の適切な温度設定
- ・熱中症の予防や対策の周知

② 照明に係る節電

- ・作業に必要な最低基準としての照度(事務室は 500lx 以上)を確保しつつ、照明を大幅に削減

③ 情報機器、その他の機器に係る節電

- ・使用していない情報機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減
- ・パソコンのディスプレイの照度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
- ・プリンタ、コピー機、FAX の稼働台数の削減
- ・会議資料の印刷、コピーを削減
- ・執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の大幅な集約化
- ・電気ポット、コーヒーマーカー等の原則使用停止

(2) 他のテナント、共用部分に係る節電等

山王パークタワー全体の電力使用の抑制のため、管理者である株式会社三菱

地所プロパティマネジメントへ、以下の具体的な取組について要請する。

- ・各テナントへの電気の使用抑制への協力依頼
- ・空調運転の制限、冷房中の室温管理の徹底
- ・共用部の更なる消灯・減灯
- ・エレベーターの運転台数の削減、階段利用の促進
- ・暖房便座、ジェットタオルの停止
- ・電気給湯器の停止
- ・自動販売機の消灯

(3) ワークスタイルの変革につながる取組

エリア単位での空調、照明等の削減に向け、行政サービスと業務効率の水準維持や職員の健康と福祉に留意しつつ、業務の性質に応じ、勤務の弾力化等のワークスタイルの変革につながる以下のような取組の検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・超過勤務の一層の縮減(定時退庁の徹底)
- ・課単位による勤務時間の変更
- ・一斉休暇の取得(年次休暇、夏期休暇の取得を強力的に推進)
- ・春秋への業務シフト

(4) サーバ及び関連機器の扱いの検討

サーバ及び関連機器については、以下の項目について検討を行い、実施可能なものから着手する。

- ・各サーバの稼働の必要性の再確認、サービスレベルの見直し
- ・サーバ室の照明、空調、レイアウトの見直し
- ・東京・東北電力管外へのサーバ等の移転、管外のバックアップセンターの活用

5. 消費者庁節電対策チームの開催

消費者庁において、節電対策チームを随時開催し、節電対策の取組状況を確認・評価するとともに、本実行計画の進捗を管理する。

以上